

第 2 回 定 例 会

令和 2 年 7 月 1 日

(第 6 日 目)

7月1日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	21 番	橋 口 和 仁 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君	笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 部 長	三 原 裕 樹 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
農 林 水 産 部 長	栄 広 久 君	建 設 部 長	保 浦 正 博 君
上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君	教 育 部 長	福 長 敏 文 君

7月1日(6日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 前田 賢一郎 君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 重 信 竜 昇 君

主幹兼議事係長 伊 集 院 正 君 議 事 係 主 査 堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条の規定に基づき、専決処分1件の報告がありました。

その内容は、お手元に配布いたしました資料のとおりであります。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（与 勝広君） 本日の会議はお手元に配布してあります議事日程第3号のとおりであります。

日程に入ります。日程第1、議案第42号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第53号 大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてまでの、12件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の審査報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（竹山耕平君） おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は6月22日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第42号から議案第46号及び議案第49号から議案第50号の7件について、慎重かつ丁寧に審査をいたしました。7件の議案につきましては、お手元に配布してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告申し上げます。

はじめに、議案第42号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中3款民生費及び4款衛生費について当局より補足説明があり、その主なものとして、3款1項8目介護保険支援事業費、地域介護基盤整備事業補助金の885万7,000円は、国・県から新たに整備する定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所を新設する費用への補助金で、公募により決定した事業所に補助をするというものであります。また、歳入におきましても本事業の申請窓口が本市となっているため、歳出と同額を計上してあります。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費では、AED機器部品の耐用年数の経過及び未設置保育所、笠利地区6保育所、名瀬地区1保育所の計7保育所に設置するリース料、18万3,000円を計上してあります。委員より、地域介護基盤整備事業について具体的な事業内容や公募の内容等について質疑がありました。本事業は定期巡回随時対応型訪問介護看護として、重度者をはじめ、要介護高齢者の住居宅生活を支えるため、日中と夜間を通じて訪問介護と訪問看護は連携しながらサービスを提供するものであり、事業者が緊急通報システムを整備し、利用者とボタン一つで連携が取れること、24時間対応のサービスであること、また、島内では初めて導入されるということでもあります。

公募の内容につきましては、昨年12月に事業者の公募を行い、問い合わせが2社ありましたが、実際の申し込みには1社のみであり、決定した事業者は名瀬徳洲会病院であります。

委員より、AEDについて保育士の講習等の実施について質疑がありました。AEDの使用方法は、音声ガイダンスの使用手順の説明により誰もが操作は可能ではあるが、心肺蘇生法の講習等とも併せて行いながら児童の安全管理に努めたいということでもあります。

次に、10款教育費及び議案第46号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局から補足説明があり、主なものとして、10款1項6目公立学校ICT環境整備事業備品購入費1億4,581万8,000円は、GIGAスクール構想において今年度当初予算計上分に追加補正分を併せ、全児童生徒分のタブレット端末を前倒しして購入するための費用である。また、3項中学校費に金久中学校校庭改修工事に伴い、校庭が使用できないことから、三儀山運動公園で体育の授業を実施する際のバス借り上げ料460万と同じく、金久中学校の校庭改修

工事に伴い、老朽化したバックネット取り換え工事追加分や、令和2年度開通予定の臨港道路側に防球フェンスを追加設置する工事請負費として6,000万円を計上してあります。委員より、バス借り上げの期間について質疑があり、期間は学校と協議の上、9月から12月までの17週分を計画。また、タブレット購入に対しての学習についての質疑に、一人ひとりの学習課題に応じた情報の検索や新聞記事、動画等の収集整理、英語ではライティング機能やスピーキング機能の活用など、各教科においても学びを深めることができ、学びの本質に迫ることができると考えているということでありました。また、併せて、指導する先生方に対する研修会の実施を行うということでありました。

他にも、旧大島工業高校の整備工事、学校給食運営費、国体相撲競技運営業務に関する質疑等がございましたが、この際、省略いたします。

議案第46号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特段の質疑はございませんでした。

次に、議案49号及び議案第50号の工事請負契約の変更契約の締結については、関連いたしますので一括して審査を行いました。当局より、補足説明があり、笠利中学校校舎建設工事を進める中で、鉄筋鋼種について、受注者から島内業者に見積依頼をした結果、いずれも島内の大型工事を複数受注している状況であり、辞退理由が明記された回答書が提出されたということでございます。このことから、間接費の設計変更運用マニュアルに基づき協議を行った結果、島外の鉄筋工に下請け発注を行い工事を実施しているということでありました。委員より、工事の進捗状況、間接費について質疑があり、校舎自体は夏休みまでに完成し2学期から使用できる計画であること、間接費については、島外業者であることから、赴任に係る旅費、交通費、宿泊費等になるということでありました。また、契約書の中の第24条第3項の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合、または、損害を受けた場合に、発注者が負担する費用の額については、発注者と受注者とが協議をして定めることから、設計変更運用マニュアルをもとに、対応を行ったということでございます。

次に、議案第43号 令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について審査を行いました。当局の補足説明の後に、委員より、マイナンバーカード普及について質疑があり、来年の3月からマイナンバーカードが保険証の代わりになるという、国が今年度新たに進めている制度であります。国保の被保険者に対して毎年8月に保険証の切り替えとなるため、保険証の送付の際に、マイナンバーカードの申請とリーフレット、返信用封筒の3点を一緒に同封しながら、マイナンバーカードの普及促進に努めるということでありました。

次に、議案第44号 令和2年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について審査を行いました。当局から補足説明の後に、委員より、会計年度任用職員採用に関する質疑がございましたが、この際省略をいたします。

その他には特段な質疑はございませんでした。

次に、議案第45号 令和2年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第1号）について審査を行いました。当局の補足説明の後に、委員より、基地周辺対策事業助成補助金基準について質疑があり、基地周辺対策事業については防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律に基づき、防衛施設と周辺地域、この場合は奄美市ということでありました。その施設と地域との調和を図ることなどを目的に実施されているということでありました。また、補助金に係る人件費について質疑があり、事業自体が内示を受けてから補正として事業費を積み上げており、人件費等も含めた事務費の一部を補助として含まれることにより、人件費をと畜場特別会計で計上した。また、当初は一般会計予算に一般職として計上されていたが、事業採択に伴い、一般会計から同額を落として、同じ額をと畜場特別会計で補正し、組み替えたということでありました。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わります。なお、御質疑等がございましたら他の委員の協力を得て、お答えをいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（与 勝広君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口耕太郎君） おはようございます。御報告申し上げます。産業建設委員会は6月23日の1日間開会し、議案第42号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第47号、議案第51号から議案第53号についてまで、合計5件の議案を慎重に審査いたしました。

これらの議案5件につきましては、お手元に配布してあります産業建設委員会審査報告書のとおりすべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査結果について主な質疑をご報告いたします。

まず、令和2年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中関係事項について、当局より、6款農林水産業費、7款商工費について補足説明があり、委員より、6款3項2目林業振興費の林野率の算定の基準となる指標について質疑があり、当局より島内の公有林、いわゆる国有林、市有林などがあるが、一方で個人が所有をしている私有林もある。その私有林の中で人工的に植林をした分の面積が算定の基礎となっている。総括質疑でお答えした林野率1.7パーセントという数値は、全体の林地の中の私有林かつ人工林の割合とのこと。

続いて、委員より、本土と奄美大島の私有林、人工林は、質的にも量的にも違うと思うが、現在の森林整備とか林業振興の主な課題や、森林環境譲与税対象林現況調査業務について質疑があり、当局より、林業振興費の課題について、本土と奄美大島の大きな違いは、本土では計画的にスギ、ヒノキを植林し、材木の大きな柱となり、全国の人工林の約7割を占めている。それに対して、奄美大島でも植林を行っているが、気候的に合わない部分があり、本土のように上手く成長しない状況になっている。林業を経営計画に繋げていくのが難しい課題があるとのこと。また、森林環境譲与税対象林現況調査については、スギ、ヒノキの割合、広さ、範囲など、すべての状況を把握した上で、ある一定の経営計画が立てられる状況になれば、所有者に対し、森林経営の意向調査を行い、意向があれば森林経営計画に植林、間伐などの整備を行い、実施していくとのこと。

また、委員より、学有林について今後の方向性、計画について質疑があり、当局より学有林は元々、市有林であるが、管理を学校にすべて任せている状況。一般質問でも答弁したとおり、学校で今後、整備などが難しいということであれば、市有林に戻し、必要に応じ市が整備していくとのこと。

また、委員より、6款1項3目鳥獣被害対策実践事業費補助金のイノシシ用の囲い罫の設置場所、被害状況、捕獲状況などについて質疑があり、当局より、囲い罫については固定の場所に設置するわけではなく、6基購入し、3地区に分け、苦情があったところに猟友会の協力を得て設置をする。被害状況については、昨年度の約5倍で発生している。具体的に直近の6月調査では、イノシシの被害額921万円と想定。内、果樹が788万1,000円、野菜が132万9,000円、被害金額が昨年度に比べて約5倍の増加となっているとのこと。捕獲状況については、有害鳥獣駆除等により、ある程度の生息数は抑えられると思うが、被害額の増大、イノシシ目撃数の増大については、対策協議会の中での林野庁との意見交換では、シイの木が極端に少ないため、人里に降りていくことが要因だと推測しているとのこと。

次に、複数の委員より、7款1項9目大浜の海洋展示館について3点質疑がありました。

まず一点目3,000万円の歳入と4,450万円の工事請負費の内容について質疑があり、当局より、観光施設整備費の委託料の550万と工事請負費4,450万を合わせて5,000万円の事業を行う。内容としては、空調機の改修、水槽の防水、排煙窓の改修、それと、紫外線滅菌装置を今回のリニューアルに合わせて改修するもの。総額5,000万円の内、奄振交付金10分の5は、5が国、県が10分の1で、5,000万円×10分の6で3,000万円の歳入があるとのこと。

次に二点目、海洋展示館の近年の入館者状況と今回のリニューアル事業の工期について質疑があり、当局より、海洋展示館の入館者数は直近3年で平成29年が3万3,095人、平成30年が4万1,

900人、令和元年が4万5,249人と、LCCの就航等で観光客の増加に伴い、年々増加している。工期について、本事業は、世界自然遺産登録に向けて各博物館と奄美の魅力を発信する施設のリニューアルを継続して行うという一環の中で、海洋展示館も実施する。本事業の工期については、当面は年度末を予定しているが、これからプロポーザルを行い、事業者の新たな観点なども含まれてくると思われるため、実施期間も更に検討が必要になってくること。

次に三点目、展示設計業務の中の展示物の基本構想、計画などは聞いたが、当初予算で計上できなかった理由と、リニューアルの考え方の一つとして展示物の定期的な入れ替えを行う必要があるのではとの質疑があり、当局より、博物館などの一連の事業として今回のミュージアムリニューアル事業と位置付けている。博物館と同様、当初1億円で基本構想等も含んで考えていたが、実際は博物館と違い、電気設備の配線は施設が海水を使用するため、配管などの詳細設計が必要で、専門の業者へのヒアリングでは基本設計の必要性があることが確認されたため、今回改めて補正予算で追加計上したとのこと。また、展示物の入れ替えを定期的に行うことについては、指定管理者と連携しながら市民の皆様が楽しんでもらえるような施設を目指していく。博物館が良い例で、リニューアル後、入館者数が増加しているので、今後は指定管理者と連携をしながら取り組んでいくこと。

他にも数件の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第47号 奄美市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明がありましたが、委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第51号 大島農業共済事務組合規約の変更についてから、議案第53号 大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてまで、3件を一括して審査を行いました。

まず当局より補足説明があり、委員より、職員の配置等について質疑があり、当局より、組合が一本化された後も現在の大島農業共済事務組合の職員についてはそのままの配置でやっていくこと。

委員より、獣医師について、本島内には嘱託獣医師が2名、喜界島に指定獣医師がいるが、この嘱託獣医師についての契約等について質疑があり、当局より、獣医師家畜診療所については、そのまま新組合の方で採用していくこと。

委員より、一組合化になるメリットとデメリットはどう考えられるかとの質疑があり、当局より、一組合化になることで、メリットとして一点目は、制度運営の安定化が大幅に向上すること。二点目は、一県一組合化により簡素化されるため、事務賦課金が下がっていくことが期待される。三点目は、損害評価が一本化されることによって、評価が速やかに行われ、共済金の支払いも速やかに行われると考えている。四点目として、甚大な災害が出た地域に職員を総動員して評価したりするなど、フォローアップができていけると考えている。デメリットとしては、一組合化になったときの最高意思決定機関が総代会になるが、大島地区は事業規模数、組合員数を考えたとき、少ない総代になってくるのではないかと考えている。農家の意見が届きにくくなるのがデメリットとして危惧しているが、メリット、デメリットを考えると組合にとってはメリットのほうが非常に大きくなっていくこと。その他にも、若干の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

以上で、産業建設委員会に付託されました議案審査の報告を終わります。

なお、御質問がございましたら他の委員の協力を得て、お答えしたいと思います。

議長（与 勝広君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（川口幸義君） おはようございます。それでは、総務企画委員会は、去る6月24日、1日限りとし、付託案件2件を丁寧に審査いたしました。

それでは、総務企画委員会に付託されました議案第42号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中総務企画委員会関係事項について及び議案第48号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてまでの、これらの議案2件につきましては、お手元に配布してあります総務企画委員会審査

報告書のとおり、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

議案４２号 令和２年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中総務企画委員会関係事項について。

はじめに、当局より、各課にまたがる共通して計上してある予算について説明があり、今回の補正予算中１１ページ、２款総務費、１項総務管理費から、１２ページ、５項統計調査費までにおいて、各課の事務事業の執行に要する会計年度任用職員の配置に伴い、各費目において報酬、職員手当、共済費旅費などの必要経費を計上しているとのこと。

次に、予算書１１ページ、２款１項８目安全安心対策費１１節役務費において、機械等設置手数料７３万５、０００円について、これは市内三地区における消防職員や消防団員の異動、また町内会や自治会等の役員改選に伴い、防災行政無線の戸別受信器３６台の移設などに要する手数料であるとのことでした。

次に、同じ８目安全安心対策費の１８節負担金、補助及び交付金において、本年度実施予定であった県総合防災訓練の中止決定に伴い、負担金１８０万円減額しているとの報告がありました。

また、２款１項１４目地方創生推進費において、１０節需用費１３万円と１３節使用料及び賃借料５４万とのこと。これはマイナンバーカードを所有する個人の各種証明や申請に必要なマイキーＩＤを設定するため、カードリーダー購入やマイキーＩＤ設定のため、三支所で利用するパソコン３台の使用料及びマイキーＩＤの広報用チラシ印刷費となっている。この経費につきましては、全額国庫補助となっているとの説明がありました。

現在のマイナンバーカードの交付申請件数は、６月７日締め概数で１万２、２３６件、人口比２８．２５パーセントとなっているなどの補足説明がありました。

委員から、１４目の地方創生推進費でマイナンバーのマイキー設定ということだが、詳細について、マイナンバーを持っている人が定額給付金の申請をネットで行ったと思うが、不具合があった時のその原因とその対応について質疑があり、当局より、マイキーＩＤというのは、マイナンバーカードを使ってコンビニなどにおいて電子申請で住民票を取るとき、必要な暗証番号の設定のことであり、マイナンバーカードの申請でトラブルがあったという点は、マイキーＩＤがマイナンバーカードを使ったインターネットアクセスがあることを示す。そのときに入る４桁の暗証番号と本人の署名に代えて電子申請を行うための６桁以上の暗証番号、この二つを設定しているとの答弁がありました。

委員から、マイキーＩＤを読み取ることができる端末、機械を導入することについての質疑があり、当局より、マイキーＩＤと４桁の暗証番号と６桁以上の暗証番号説明がありました。基本的には、皆さん設定をされるが、例えば、e-Taxなどはもう自分はないかと、自分も住民票を取るだけでいいから、６桁以上の暗証番号は要りませんと言う方もいるので、中には４桁の暗証番号しか設定されていない方もいる。窓口では一番最初に６桁以上の方も設定してもらえばということで案内している。それと３台のパソコン、三支所に置くパソコンということですが、これはマイキーＩＤを読み取るということではなく、マイキーＩＤの設定をしていただくということです。マイキーＩＤを使った登録等の場合は、自分の家のパソコンにカードリーダーが付いている方、それから、マイキーＩＤを使うマイナポータルというポータルサイト、スマホで使えるサイトがあるが、そちらに対応している携帯でない方も、そういう方が設定をできるようにということで、三支所の窓口で職員を案内しながら対応して、という風に考えているとの答弁がありました。

委員から、マイナンバーカードについて、３月の総務企画委員会のときに、国が１８．７パーセント、県が１６．８１パーセント、奄美市は２２パーセントの普及率との説明で、６月７日現在、２８．２５パーセント普及率が上がっている。国の健康保険証と一緒にしようという流れが来ていると思うが、それを推進するにあたり、国と合わせながら今後の計画と方向性を聞きたいとの質疑がありました。当局より、奄美市の申請率というのは県内１９市の中で西之表市に次いで二位であり、４３市町村の中は四位の配置である。県平均が２０パーセントと全国平均で２２パーセントの中で、奄美市のほう

はそれを超えて28パーセントという形で来ている。来年度、国保との連携という形で国のほうで進められているとの答弁がありました。今後また、機会を捉えて普及啓発を図っていききたいと答弁がありました。

その他に、委員から質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案48号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について、当局より、名瀬辺地、住用辺地及び笠利辺地における総合整備計画にて、事業の追加や事業費の増額に伴い計画書を変更するもので、継続して辺地債を適用するために、計画の変更が必要であることから、辺地に係る法律の規定に基づき、議会の決議を求めるものと説明がありました。これに関して、委員からは、特段の質疑がありませんでした。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお、質疑がございましたら他の委員の協力を得て、お答えいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（与 勝広君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

議案第42号から議案第53号までの、12件を一括して採決いたします。

この議案12件に関する各委員長の報告はいずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案12件は、各委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第53号までの12件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第2、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について及び請願第3号 障害者等の医療費助成制度の現物給付化（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める請願についての2件を議題といたします。

ただいまの請願2件に関する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（竹山耕平君） 御報告申し上げます。当委員会に付託されました請願第1号及び請願第3号について御報告申し上げます。

まずは、請願第1号につきましては、お手元に配布いたしました審査報告書のとおり採択すべきものと決しております。

以下、主な審査内容について御報告申し上げます。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021年度政府

予算に係る意見書採択の請願。請願者は奄美市名瀬浦上町にお住いの鹿児島県教職員組合奄美地区支部奄美地区協議会議長の岡村克久さんであります。

請願事項は、1、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することです。

委員から、毎回提出される本請願につきましては、国としても国庫負担制度の復元は難しく、厳しい現状にあると認識をしている。また、ICT環境の整備や一人1台のタブレット端末の整備などで予算付けを行っている状況にあるという意見がございました。請願第1号は、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

なお、ただいま御報告いたしました請願第1号に関しましては、採択と決した際には、後ほど委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、請願第1号の審査報告を終わりますが、御質問等がございましたら他の委員の協力を得てお答えをいたします。よろしくお願いたします。

続きまして、請願第3号につきましては、お手元に配布いたしました審査報告書のとおり採択すべきものと決しております。

以下、主な審査内容について御報告申し上げます。請願第3号 障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める請願。請願者は奄美市名瀬大字根瀬部にお住まいの清正倫太郎さん及び奄美市名瀬小浜町にお住まいのあまみ療育ネットワーク代表の白浜幸高さんであります。

請願事項は、1、障害者等の医療費助成制度（公費負担事業）の現物給付化（窓口無料）を鹿児島県に求める意見書の採択すること。請願者より主旨説明の発言願いがあり、これを本会の中で許可をいたしました。

主な内容といたしまして、病気を抱える普通の子どもより、障害を抱える方のほうが、たくさんの病院にかかることが多い。窓口負担につきましても、後から返ってくるとしても、その時の負担や、何度も市役所や薬局に行かなければならないなど、様々な負担に大変困っている状況にあること、もし現物給付が実現できれば、病院側としても安心して入院や治療が行われるものということでもあります。

請願第3号は、採決の結果、全会一致により採択すべきものと決しました。なお、ただいま御報告いたしました請願第3号に関しては、採択と決した際には、後ほど委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願申し上げます。

以上で請願第3号の審査報告を終わりますが、御質問等がございましたら他の委員の協力を得てお答えをいたします。よろしくお願いたします。

議長（与 勝広君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、この2件について採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

最初に、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を図るための202

1年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを採決いたします。

この採決は、起立表決に代わり、電子表決により行います。

本件に関する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号 障害者等の医療費助成制度の現物給付(窓口無料)を意見書として鹿児島県に求める請願についてを採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

○

議長(与 勝広君) 日程第3、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択について、陳情第3号 瀬戸内分屯地、貯蔵庫地区・大型弾薬庫建設中止の奄美市議会決議を求める陳情及び令和元年陳情第9号 日米地位協定の見直しを求める陳情の3件を議題といたします。ただいまの3件に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長(川口幸義君) それでは、総務企画委員会に付託されました請願・陳情につきまして、審査の結果について報告いたします。

総務企画委員会に付託されました請願2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択について及び陳情第3号 瀬戸内分屯地、貯蔵庫地区・大型弾薬庫建設中止の奄美市議会決議を求める陳情並びに令和元年陳情第9号 日米地位協定の見直しを求める陳情の審査結果は、お手元に配布してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、請願第2号については採択すべきもの、陳情3号については不採択とすべきもの、令和元年陳情第9号については採択すべきものと決しました。以下、審査の内容について報告いたします。

請願2号の請願者は、奄美市名瀬幸町の奄美市職員労働組合執行委員長、川元宗徳さんです。請願事項は、1、社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方財政総額の確保を図ること等。当局より、この請願につきましては、おおむね地方自治体の意に沿った内容になっているという答弁がありました。

委員から、意見書の中の文言に関して離島という文言を付け加えてほしい。トップランナー方式の廃止、縮小という表現など、数箇所の文章の見直しが必要だとの要望がありました。

また、他の委員からは、全国どこの市町村にも考慮している内容であり、小規模自治体にも配慮しており、賛同できるなどの意見もありました。採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号、瀬戸内分屯地、貯蔵庫地区・大型弾薬庫建設中止の奄美市議会決議を求める陳

情。今回受け付けた陳情第3号は奄美市名瀬和光町の、戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット、代表 城村典文さんからであります。本陳情者から陳情の主旨説明がありました。委員から、陳情の中身について確認がありました。島民が知る当然の権利であり、この火薬庫の火災の際は、2分以内に2キロ圏内に避難というのは、これは、住民に対してなのか、自衛隊員の中での話なのか、この貯蔵庫が造られている周辺地域に、2キロ圏内に民家が存在するのかどうかとの質疑がありました。

他の委員からは、この陳情については、奄美大島全体の問題であり、世界自然遺産も目指して平和な島として世界にアピールできる立場を堅持することが必要であるという意見もありました。

採決の結果、賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。

最後に昨年の12月定例会に付託され、継続審査となっております令和元年度陳情第9号 日米地位協定の見直しを求める陳情について審査の結果を報告いたします。地位協定の見直しは全国知事会においても全会一致であります。賛同したいという他の委員から同様の意見がありました。よって、令和元年陳情第9号 日米地位協定の見直しを求める陳情について全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で審査報告を終了しますが、質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えいたしたいと思います。以上、終わります。

議長（与 勝広君） 暫時休憩をいたします。10時30分から再開いたします。（午前10時18分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時30分）

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これから、討論に入ります。

討論の際は、件名を明らかにした上で、討論をするようお願いいたします。

通告がありましたので、日本共産党 荒田幸司君の発言を許可いたします。

5番（荒田幸司君） おはようございます。日本共産党の荒田幸司です。私は陳情第3号 瀬戸内分屯地、貯蔵庫地区・大型弾薬庫建設中止の奄美市議会決議を求める陳情について、採択を求める立場で討論に参加します。

さて、御存知のように奄美群島は1953年、昭和28年に日本復帰を果たして67年が経過しました。復帰を果たした12月25日には、毎年復帰を記念した式典が小中学校の児童生徒を交えて開催されています。その式典の意味するところは、どんなことがあっても戦争をすることはいけないということの子々孫々に伝えていこうとするところにあるのではないかと感じております。参加している子どもたちは、戦争体験者の講話をしっかりと受け止め、その意味を噛み締めているように思います。

ところで、日本国憲法は、1946年、昭和21年11月3日公布。1947年、昭和22年5月3日施行され、現在に至っています。その力は、戦後75年間経った今も、戦争によって一人の犠牲者も出していないところにその存在感は輝きを増しています。また、歴代の政府もその重さを受け止めて、政を進めざるを得ない状況を作っているのではないかと考えております。

しかし、日本の政治状況は2012年、平成24年に第二次安倍内閣が発足して以来一変しました。2006年、平成18年の第一次安倍内閣の教育基本法の改正に始まり、第二次安倍内閣では、特定秘密保護法、憲法学者の約9割が憲法違反とその意思を示した集団的自衛権行使容認の閣議決定の上に強行成立させた安全保障関連法、そして共謀罪など、国会における数の力で強行成立させた立憲主義破壊の法制を背景に、中国の海洋進出や北朝鮮のミサイルの脅威を理由にした、戦争をできる国づくりに加

速をさせています。その流れの中で、戦後74年間軍事基地が無かった島に同時に二つの自衛隊基地が開設される事態となっています。平和を維持していくためには、本当に軍事力の強化以外に道はないのでしょうか。安倍政権は、脅威とする中国や北朝鮮と向き合う努力をしたのでしょうか。甚だ疑問であり、南西諸島は要塞化される一步手前にまで来ているように感じております。

さて、陳情内容にも触れられていますように、昨年3月26日、陸自奄美駐屯地、瀬戸内分屯地が開設以来、東北地方の陸自第6師団や米軍との合同訓練、奄美駐屯地の隊員による小銃を携行した徒歩行進訓練が実施をされました。また、オスプレイをはじめとした、米軍機の低空飛行もペースを増しているように思います。私たちが今進んでいる道は、第二次世界大戦、太平洋戦争時と同じように捨て石にされる、危険な道ではないでしょうか。沖縄県は、6月の23日に地上戦で20数万人の尊い命が奪われた沖縄戦から75年、慰霊の日を迎えました。沖縄戦を経験した、儀間昭男さんは新聞紙上で、あちらこちらに住民と兵隊の遺体が折り重なって山のように積まれ、ちぎれた手足が泥まみれで散らばっていた。亡くなった人たちが悪いことをした訳ではないから、地獄と言うのは大変申し訳なく思うが、凄まじかった。今、米軍基地を容認している人たちは、戦争の惨たらしさを経験していない人が多い。再びあのような戦争は繰り返したくないし、戦争につながる基地は造らせたくないと語っています。皆さん、奄美群島の復帰運動や、沖縄戦は武力で平和をつくろうとすることを戒めています。また、日本国憲法前文には「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、」とあります。今、安倍政権が政府主導で進める戦争できる国づくりには危機感を持たざるを得ません。兄弟島と言われる、沖縄県はオール沖縄の力で安倍政権の戦争できる国づくりに対峙をしております。皆さん、陳情第3号は瀬戸内分屯地、貯蔵庫地区・大型弾薬庫建設中止の奄美市議会決議を求める陳情は、オール沖縄に意向した道ではないでしょうか。

以上、市議会の皆様の良識ある判断をお願いし、討論を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） ほかに討論はありませんか。

討論の際は、件名を明らかにした上で、討論をお願いします。

20番（竹山耕平君） それでは、私は請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択について反対の立場から、討論をいたしたいと思います。

ただいま、委員長報告の中にもありましたように、委員の中から意見書の一部、離島というなど、また奄美の現状を記する内容の旨の意見があったということでございました。そのようなところから、この意見書の内容につきましては、特段のこの反対という全体的に異議を唱えるものではございませんが、この文言の追加、そして訂正など、この一部修正の、この提案を意見として求めましたが、それをすることが出来ないということでございましたので、結果として委員の一人は反対の立場として、不採択すべきものという結果になりました。

その中で、結果としては不採択すべきものとして、判断せざるを得なかったということでございますので、もしこれまでも様々な意見書や、そして陳情、または請願の中におきまして、様々な案件があります。その中におきましては、やはり委員のこれまでの多くの議論の中で、やはりその中の一部におきまして、やはり奄美の現状、社会情勢などを記するほうがその陳情、または意見書としてふさわしいんじゃないかということも、これまでも多くの議論をされてきたということでございますので、この今回の請願第2号につきましては、大きな異議を唱えるという訳ではございませんが、この反対の討論とさせていただきますたく、この場に立たせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これからこの3件について採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

最初に、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択についてを採決いたします。

この採決は起立表決に替わり、電子表決により行います。

本件に関する委員長報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押して下さい。

押し忘れありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号瀬戸内分屯地、貯蔵庫地区・大型弾薬庫建設中止の奄美市議会決議を求める陳情についてを採決いたします。

この採決は、起立表決に替わり、電子表決により行います。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択の時は、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては、御注意お願いいたします。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押して下さい。

押し忘れありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成少数であります。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、令和元年陳情第9号 日米地位協定の見直しを求める陳情についてを採決いたします。

本件に関する委員長報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、令和元年陳情第9号は採択することに決定をいたしました。

○

議長(与 勝広君) 日程第4 発議第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明は省略いたします。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案の通り可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長(与 勝広君) 日程第5 発議第3号 障害者等(重度心身障害者)の医療費助成制度における現物給付方式の実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明は省略いたします。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（与 勝広君） 日程第6 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明は省略いたします。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（与 勝広君） 日程第7 発議第5号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明は省略いたします。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（与 勝広君） 日程第8 議案第54号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま、上程されました議案第54号の提案理由を御説明申し上げます。

議案第54号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第4号）の主な内容につきましては、新型コロナ対策に係る国の第2次補正予算の成立等を受け、本市が実施する事業に要する経費を計上するものでございます。

はじめに、第1表 歳入歳出予算補正について、歳出の主な内容を申し上げます。総務費の総務管理費におきまして、ひとり親世帯を支援する、「ひとり親世帯臨時特別給付金」8,158万円を新たに計上する他、児童手当を受給する世帯に1万円を追加給付する「子育て世帯への臨時特別給付金」1,300万円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。国庫支出金におきまして、歳出予算に要する経費の全額となる9,483万円を計上いたしております。

以上が主な内容となりますが、今回の補正で9,483万円を追加することにより、令和2年度奄美市一般会計予算の総額は393億5,630万3千円となります。

以上をもちまして、議案第54号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決下さいますよう、お願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから本案に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は、社会民主党 社民党の関 誠之でございます。議案54号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第4号）、ただいま提案いただいたものについて、質疑をさせていただきます。

8ページの2款1項17目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業、18節負担金、補助及び交付金9,458万円について質疑をいたします。

その前に、語句の削除をお願いいたします。(1)の⑤ひとり親世帯臨時特別給付金、カッコして国事業と書いてありますが、これ削除をお願いいたします。

それでは、子育て世帯への臨時特別給付金1,300万円について、一つ目は現在の給付状況についてお示しをいただきたいと思っております。

二つ目は、子育て世帯への臨時特別給付金1,300万円は一次補正で計上した5,190万円の補正のようではありますが、1,300人の補正に至った理由をお聞かせいただきたいと思っております。お答え下さい。

三つ目は、今回の補正の支給方法と支給時期、対象世帯の基準日についてお答えをいただきたいと思っております。

ひとり親世帯臨時特別給付金 8, 158 万円についてであります。

一つ目は、一次補正のひとり親世帯臨時特別給付金 3, 365 万円の給付の現状についてお示しをいただきたいと思います。

二つ目は、ひとり親世帯臨時特別給付金 8, 150 万円の給付対象世帯等、給付額、給付の手続き方法、対象世帯の基準日など、制度概要についてもお示しをいただきたいと思います。

三つ目は、給付金の支給にあたり、基本給付と追加給付があるようでありますけれども、追加給付の対象者等は申請が必要になるなど、制度が煩雑になっておるように思われます。給付が漏れないよう、どのような給付の方法を考えているのか、お答えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（寿山一昭君） おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

はじめに、一つ目の子育て世帯への臨時特別給付金の給付状況につきましては、公務員以外の世帯の対象児童数 4, 721 名、公務員世帯の対象児童数 138 人の合計 4, 859 人の 4, 859 万円を 6 月 10 日に支給しております。

次に、今回の 1, 300 万円の補正になりました理由について御説明いたします。公務員以外の世帯への給付金の支給につきましては、市が保有する児童手当の登録口座へ給付金の支給をいたします。

一方、公務員の児童手当につきましては、職場の所属庁から支給されているため、本市では公務員世帯の児童数を把握することが困難であったことが理由となります。申請状況から児童数及び所属庁からの見込み人数がほぼ確定しましたので、増額分の補正となっております。

次に、補正分の支給方法について説明いたします。公務員世帯は所属庁からの児童手当受給証明書と口座情報を申請していただいております。支給時期につきましては、補正予算の確定後に速やかな支給をいたします。本給付の基準日につきましては、令和 2 年 3 月 31 日時点の居住市町村から支給することになっております。

次に、市の単独事業であります、ひとり親世帯への臨時特別給付金の給付状況についてお答えいたします。6 月 30 日現在、698 世帯 3, 490 万円を給付しており、本事業の対象世帯すべてに支給が完了しております。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金（国事業）、この事業につきまして、6 月 12 日に成立いたしました、国の令和 2 年度第 2 次補正予算を受け、新型コロナの影響により、ひとり親世帯に特に大きな経済的負担が生じていることを踏まえ、これらを支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給する事業でございます。給付の対象世帯は、三つの要件がそれぞれありまして、一つが 6 月分の児童扶養手当が支給される世帯。二つ目が、遺族年金などの公的年金を受給しており、児童扶養手当の支給が全額停止されている世帯。三つ目が、所得が高く、児童扶養手当支給基準に該当していない世帯で、新型コロナの影響により、家計が急変し、収入が児童扶養手当支給世帯と同じ水準になっている世帯。それぞれが対象となります。給付額につきましては、2 段階の給付がございます。1 段階は、基本給付と言いまして、一世帯あたり 5 万円、第 2 子以降 1 児童あたり 3 万円を支給するものでございます。2 段階目としまして、追加給付と言いまして、6 月分の児童扶養手当が支給される世帯と、遺族年金などの公的年金を受給しており、児童扶養手当の支給が全額停止とされている世帯が対象となりまして、収入が減少している方へ、一世帯あたり 5 万円を支給いたします。給付の手続き方法につきましては、6 月分の児童扶養手当対象世帯の基本給付以外は、申請していただく方法となっております。対象世帯の基準日は 6 月分の児童扶養手当に該当、若しくは推定できる世帯となっております。以上が本事業の概要でございます。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金について、給付漏れがないような手立てが、ということについて

ですが、議員に御案内の通り、6月分の児童扶養手当対象世帯の基本給付以外は収入申告等の申請が必要でございます。7月末までには対象世帯すべてに、通知や申請書等の送付を予定しているところであります。申請書の中には、収入申告等の様式もあり、様式は簡素化されておりますが、対象世帯の中には、申請書の記入の煩わしさから、申請などを行わない事も考えられます。対策としましては、年1回8月に行っております、児童扶養手当やひとり親家庭医療助成制度の現況届提出の機会をとらえ、市役所の窓口での申請書の記入受付を行うなど、本給付が必要な世帯が申請でき、給付漏れがないような体制作りに努めてまいりたいと考えております。以上です。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。この案件については、委員会に付託する暇がありませんので、丁寧にここで答えていただくに尽きるのではないかなというふうに思っております。今それぞれについての答えがお示しいただきましたけれども、この子育て世帯への臨時特別給付金1,300万円というのは、要は1万円ですから1,300世帯が今回の補正に係っているということで、先ほど非常に、公務員の把握が所属庁を通してということでありましたけれども、その事はこれを始める時に議論したように思っておりますが、1,300世帯というのは、対象世帯の20パーセントに当たるわけですよね。その方々がこれからこの給付金をもらうような形になっていきますので、その辺1,300世帯が当初に確認できなかった原因については、どのように分析をしておられるのか、というのが1点。それでこの国庫補助等があるわけですから、今度のことについては、そういったことで、国庫補助金の請求に支障はないだろうとは思いますが、一応確認のため、支障を来す事がないのかという点。

二つ目のひとり親世帯臨時給付金8,158万円について、再質問でありますけれども、今回の問題点を先ほど申しあげましたけれども、当局のほうからも回答がありました。公的年金の受給者で令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が児童手当を受給している方と同じ水準になっている方というふうな案内がありましたけれども、この辺のところ非常にややこしくて難しく、いわゆる収入が児童手当を受給している方と同じ水準になる、これをどのような形で確認をし、対象者に付け加えていくのか。この辺の把握をどういう風にされるのか、ということ一点と、二つ目は収入の減少について確認方法どのような形で確認を行っていくのか、先ほど受給の現況届が8月でしたっけ、にあるということですが、結果そこまで待たないと次のものを受給に繋がっていかないというようなことになるような気がいたしますけれども、この辺を含めて、少し当局の考え方があればお聞かせいただきたいと思っております。

福祉政策課長（寿山一昭君） それでは、最初の再質問の子育て世帯への臨時給付金についてですが、子育て世帯の答えとしましては繰り返し、重ね重ねになるんですけども、子育て世帯への臨時特別給付金は児童手当の受給世帯が対象になって支給されるものですが、公務員の児童手当の対象者数を把握することがやはり難しかったというのがこの原因であるというふうに考えております。ですので、早急に補正で対応する方々には、早急に支給したいという風に考えております。

また、次の再質問ですが、本事業につきましては全額国庫補助金となっており、追加分は変更申請という形で対応できますので、国庫補助金の請求に支障があるということはないと考えております。

次の、ひとり親世帯の臨時特別給付金についての再質問への答弁でございますが、議員御案内の対象者の把握につきましては、児童手当の受給資格があるが、要件などの理由で全額停止している世帯及びひとり親世帯医療費助成制度を利用している世帯などから対象者をリストアップすることで、本市全体のひとり親世帯数が把握できるものと考えております。

次の再質問についてですが、収入の減少についての確認方法ということでございますが、先ほど説明しました基本給付と追加給付で確認方法が変わります。まず、基本給付でございますが、6月分の児童扶養手当受給世帯は特に申請はいりません。年金受給世帯におきましては、平成30年中の収入を申告していただき、児童扶養手当の所得水準と比較いたします。もう一方の家計急変世帯、収入が減った世

帯につきましては、新型コロナの影響があった令和2年2月以降で収入が減少した給与明細書等をもとに、年収を推定した上で、児童扶養手当の所得水準と比較を行います。追加給付につきましては、対象児童は児童扶養手当世帯と年金受給世帯となっており、家計が新型コロナの影響で収入が大きく減少した旨の自己申告によって確認いたします。以上です。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。なぜ1,300世帯云々ということ、というのはこれ今回では終わるかもしれませんが、終わらないかも分かりませんのでね。先ほど言いましたとおり、その把握をするのにどのような事が困難であったのかということ、ちゃんと把握してなければ、次こういった時があると、また同じような形で出て来るのではないかなというふうに思ったので、そういう1,300世帯がそれぞれの事業所の長に問い合わせ、ということでありましたから、そういうのがあれば早々分かれば立ち上げて、その事務的な事はやっていいわけですから、是非そういったこともお願いをし、こういう給付については早急にスピード感を持ってやると何度も言われておりますので、そういう形でお願いしたいと思えます。

再々質問ですけれども、先ほど申し上げました、このひとり親世帯特別給付分、給付増額支給ということに反対と、そういうことじゃなくて、純粹に考えますと、それぞれの支給世帯がありますけれども、このこういった制度以外の人たちの支給をするのもあります。そういう中で、国に先駆けて奄美市において、ひとり親世帯の特別給付金制度を導入したということは、大変評価すべきことだというふうに思えます。

しかしながら、その国の制度を行うことによって、ひとり親世帯が一世帯国5万円、市5万円と、プラスアルファもあるわけですが、第2子以降一人につき3万円とか、というのものもあるわけですが、ある意味優遇されることになってくるだろうと言うふうに思う方もいるわけですよ。それで、他の世帯との公平さとか均衡面で疑問が私は残りますけれども、議案提出前にこのようなことについて、どのような議論がなされて、採択をしたのかということをお聞きをしたいと思えます。

最後に、市長の判断としてひとり親世帯特別給付金の基本給は一世帯5万円と市が先ほどやったやつが非常に複雑なんですけれども、国と結果的に重複給付的なものになってしまうということに対して、先ほど言ったどういう議論がなされたのかという中で、市長がやっぱりなぜ決定した、決定した主な要因があれば是非お聞かせをいただきたいということと、また、初めてとなりましたこの奄美市が新型コロナウイルス感染症緊急対策事業第1弾から第3弾までの実施に当たってですね、今回補正を含め市民にお伝えしたいこと等があれば、お願いしたいことと、今後の市長の決意があれば、是非お聞かせをいただきたいということをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

福祉政策課長（寿山一昭君） それでは、御質問のひとり親世帯臨時特別給付金について、市の制度と今回の国の制度についての説明をすることでお答えさせていただきたいと考えております。

国の制度よりも早く本市が独自で実施しました給付金事業におきましては、新型コロナの影響を比較的受けやすく、また、困窮しやすい奄美市民のひとり親世帯を早急に支援する必要性がありましたので、国の支援策の児童手当に1万円を追加して支給しました子育て世帯臨時特別給付金と、国民一人ひとりに一律10万円を支給した特別定額給付金と連動しまして、学校の休校措置などにより影響を受け、負担が大きいことが予想されるひとり親世帯を速やかに支援することを目的に一世帯あたり5万円を支給したものでございます。

一方、今回の国の制度では子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、特に大きな生計上の困難が生じていることから早期に給付金を支給すると要領が定められております。

このことは、本市の考えに則したものであると思えます。併せて国のほうでも自治体独自の給付金との併給も可能としており、国の制度を利用することで、特に大きな困難が生じているひとり親世帯の支援の充実を図るために必要があると整理したところでございます。以上です。

議長（与 勝広君） 市長ありますか。

市長（朝山 毅君） 議員の御質問に対して当局事務担当者が詳しくお伝えしたと思いますけれども、国の補正予算が成立したの確か6月12日のはずです。その後制度設計ができて、このような5万円の支給となっております。私どもは、議会の皆さんの御理解をいただいて専決をし、全員協議会において御理解をいただいて、予算を執行させていただきました。その際、学校が休みに、休校になる。家庭においても大変子育てを含め、非常に困難を来すだろうという思いから、やはりひとり親世帯については5万円ということをやったわけです。

したがって、当時国がこのようなことをやるとは私は予定をしておりませんでした。ただ、地域実態として、このような御家庭がおりであろうというふうなことを踏まえて、まず生活実態を直に感じておられる家庭にお届けしよう。そして、その後はやはり経済対策、防止対策と同時並行的に経済対策をしていかなければいけないという思いから第1次、第2次の専決をさせていただいて、9億円余の財政調整基金を利用して、やったわけであります。そのような意味においてやりましたので、私は議会の皆様の御理解、そして受給される皆さんにおいてもですね、満足じゃない部分があるかもしれませんが、当時の私どもの財政余力としては当然のことをやったと思っております。

今度まだ収束が想定できない事案でありますので、今後ともいかなる事案が発生するか分かりませんが、そういうことに備えながら市民の御理解と議会の協力を得ながら、このような事態には対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（与 勝広君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第9 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び産業建設委員長からお手元に配布してあります、文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。
以上で、本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

これをもって、令和2年第2回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前11時20分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 与 勝広

奄美市議会議員 奥 晃郎

奄美市議会議員 松山さおり

奄美市議会議員 竹山 耕平